

平成29年 No.24

○東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

全学共通利用スペース確保の原則において，退職者及び新規採用者のスペースの取り扱いについて所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 4 月 26 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 4 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第17号

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（平成12年規程第7号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部改正について

改正理由：全学共通利用スペース確保の原則において、退職者及び新規採用者のスペースの取り扱いについて所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (確保の原則) 第9条 施設の新営及び大型改修を行う場合、全学的な施設の有効活用を図るため、一定割合の全学共通利用スペースを確保すべきものとする。 2 新営により確保する全学共通利用スペースの面積は、原則として当該新営面積の20%を目途とする。ただし、全体面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合等はこの限りでない。 3 新営建物等への移行に伴って生じた移行跡スペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。 4 退職者が使用していたスペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。<u>ただし新規採用者がある場合は、これを配分する。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (確保の原則) 第9条 施設の新営及び大型改修を行う場合、全学的な施設の有効活用を図るため、一定割合の全学共通利用スペースを確保すべきものとする。 2 新営により確保する全学共通利用スペースの面積は、原則として当該新営面積の20%を目途とする。ただし、全体面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合等はこの限りでない。 3 新営建物等への移行に伴って生じた移行跡スペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。 4 <u>定年退職者等のポストを削減する場合、当該退職者が使用していたスペースは</u>、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。 〔省略〕